◆「週休２日工事」現場閉所率対象期間の考え方（概要）

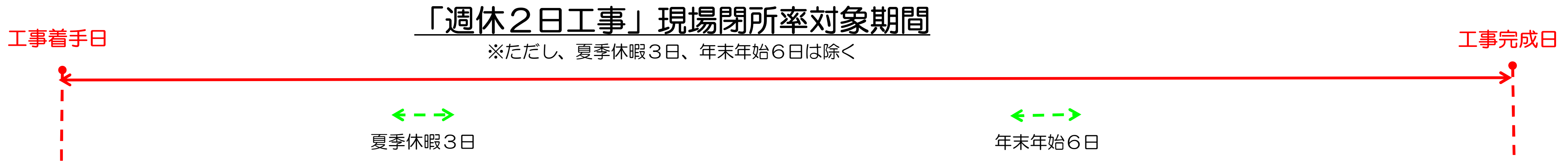

◆「週休２日工事」現場閉所率対象期間の考え方（具体例）

対象期間（実作業期間）

月	R2年12月																														
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
曜日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
祝日	準備期間																						雨								
現場閉所計画					休	休						休	休						休	休						休	休				
現場閉所実績					休	休						休	休						休	休			休				休				
現場閉所日カウント												1	2						3	4			5				6				

月	R3年1月																														
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
曜日	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
祝日											祝																雨				
現場閉所計画										休	休					休	休						休	休						休	休
現場閉所実績									休	休						休	休						休	休			休			休	休
現場閉所日カウント									7	8						9	10						11	12			13			14	15

工事開始日（工期の始期）

工事着手日

年末年始は現場閉所の対象外となるので、休んでいてもカウントしない

対象期間（実作業期間）

月	R3年2月																											
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
祝日		雨	雨								祝						雨	雨					祝					
現場閉所計画						休	休				休		休	休						休	休	休	休				休	休
現場閉所実績		休	休				休				休			休			休	休			休	休	休					休
現場閉所日カウント		16	17				18				19			20			21	22			23	24	25					26

月	R3年3月																														
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
祝日												雨			後片付け期間																
現場閉所計画						休	休							休						休	休										
現場閉所実績							休					休		休						休	休										
現場閉所日カウント							27					28		29						30	31										

雨による突発的な現場閉所日もカウント可能

祝日は現場閉所の対象となるので、休んだ場合には、現場閉所日にカウントする

工事完成日

◆現場閉所率算定方法

（具体例の場合）
現場閉所率＝休日（現場閉所日）÷対象期間（実作業期間）
＝31÷105＝29．5≧28．5％（4週8休達成）

※「週休２日」現場閉所日対象期間から、夏季休暇３日、年末年始６日、を除いた実作業期間で現場閉所率を算定する。

休日（現場閉所日）　　＝37日－6日（年末年始休暇）＝31日
対象期間（実作業期間）＝１１１日－６日（年末年始休暇）＝１05日

（用語の定義）

現場閉所：巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて１日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

対象期間：工事着手日から工事完成日までの期間をいう。
ただし、夏季休暇（３日間）、年末年始休暇（６日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

工事着手日：実際の工事のための準備工事（調査、測量、現場事務所等の設置等の現地での準備作業）を開始した日。

準備期間：施工に先立って行う、労務、資機材の調達、調査、測量、設計照査、現場事務所の設置等の期間であり、工事の始期から直接工事費に計上されている種別・細別について着手するまでの期間をいう
（ただし、直接工事費に計上されている作業からは、照査を行うための作業（足場設置等）は除く）。

後片付け期間：施工終了後の自主検査、後片付け、清掃等の期間

工事完成日：後片付け完了日等の受発注者間で協議して決定した日